

お申込みにあたって(重要事項説明) (2023年7月1日現在) はぴでん

お客様が 富士山エナジー株式会社(以下「当社」といいます。)に電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)をお申し込みいただくにあたり、当社が小売する低圧電力「はぴでん」の需給条件等の重要な内容について、ご理解いただきたい内容は以下の通りです。また、低圧電力の供給エリアは、東京電力パワーグリッド管内(離島は除く)となります。

1. 電気料金について

お客様に適用される基本料金、電力量料金単価および料金の算出方法は、以下のプランおよび 契約容量から選定頂きます。尚、契約電力は、従前の小売電気事業者との間で適用されていた 契約電力が適用されます。

※電気料金には、燃料費調整額(2023年4月分)とレベニューキャップ制度価格を含みます。

燃料費調整額とは、貿易統計における原油価格や液化天然ガス価格などから算出される、その時々平均燃料価格により毎月変動する調整額のことです。

燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。

◆従量料金 B プラン

(消費税等 10%税込)

契約容量	基本料金	電力料金 (1kWh あたり)		
		120kWh まで	121~300kWh	301kWh 以上
10A	286 円 38 銭	30 円 00 銭	36 円 60 銭	40 円 69 銭
15A	429 円 57 銭			
20A	572 円 76 銭			
30A	859 円 14 銭			
40A	1,145 円 53 銭			
50A	1,431 円 91 銭			
60A	1,718 円 29 銭			

◆従量料金 C プラン

(消費税等 10%税込)

契約単位	基本料金	電力料金 (1kWh あたり)		
		120kWh まで	121~300kWh	301kWh 以上
1kVA	286 円 38 銭	30 円 00 銭	36 円 60 銭	40 円 69 銭

◆低圧電力プラン

(消費税等 10%税込)

※低圧電力は、2024年9月検針日以降のご使用分より力率割引・割り増しを廃止することに伴い基本料金を、変更いたします。

契約単位	基本料金	電力料金 (1kWh あたり)	
		夏季	その他の季節
1kW	1,104 円 30 銭 (2024年9月検針日の前日以前)	27 円 49 銭	25 円 92 銭
1kW	1,049 円 09 銭 (2024年9月検針日以降)	27 円 49 銭	25 円 92 銭

◆低圧動力プラン

(消費税等 10%税込)

契約単位	基本料金	電力料金 (1kWh あたり)	
		夏季	その他の季節
1kW	1,049 円 09 銭	27 円 49 銭	25 円 92 銭

2. お申込み方法、ご契約の成立について

- ① 電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客様よりお申込みいただき、これに対して、当社が 供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- ② 当社は、お客様の電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客様に供給開始予定日を通知し供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

3. 需給契約期間および自動更新について

契約期間は電気の契約成立後、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だってお客様、または当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。別段の意思表示は、お客様に対し、当社所定の書面をもって行うものとします。

4. 切替のお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替のお手続きおよび計量器取替工事は、計量器の位置を変更しない場合は、お客様の費用負担なしで実施されるものとします。お客様の要望で、位置や配線の変更を希望される場合は、お客様の費用負担となる場合がございます。

5. 修繕工事等における費用負担

お客様の要望等により、機器の修理や配線工事などの修繕工事がある場合、実施した修繕費等に関してはお客様負担となります。

また、その際弊社の社員が訪問した場合には出張料等実費請求させていただく場合がございます。

(夜間、休日、祝日の呼び出しや、お客様の責任範囲内における機器の故障等によりお客様を訪問した場合には、原則出張料等を請求させていただきます。)

6. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 過去電力使用量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生(複数年契約などの場合)
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

7. 追加情報の提供について

当社加入申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

8. 電気料金の算定期間の変更について

電気料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。

9. 電力使用量および請求金額の通知について

お客様には、当社より郵送にて電力使用量および請求金額を通知いたします。

尚、当社からの郵送物の発送日は、検針日から10営業日までといたします。

10. 電気料金等のお支払について

- ① 電気料金のお支払には振込、口座振替、クレジットカードでの支払いを選択いただけます。ただし、クレジットカードでの支払いは、個人契約のみといたします。尚、振込手数料は、お客様負担をお願い致します。

※口座振替をご選択の場合、お申込みいただいてから口座振替の開始までは1～2ヵ月程度かかることがあります。

11. クレジットカードでのお支払を選択されるお客様へ

- ① お客様の料金等は、お客様が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとしてします。
- ② お客様から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとしてします。
また、お客様が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、お客様が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、お客さまは、当該請求に基づき支払うものとしてします。
- ③ お客様が指定したクレジットカードのクレジットカード番号・有効期限・名義に変更があった場合、お客様は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとしてします。
- ④ 当社は、お客様が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、お客様が指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社またはお客様の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとしてします。

12. お客様が行う契約種別(契約プラン)の変更について

お客様が、当社の契約種別の変更を希望される場合、変更申込み日から10営業日以降の検針日から変更をいたします。尚、契約期間に関わらず、変更に伴う手数料はいただきません。

13. お客様が行う契約の解除について

- ① お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。
- ② お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止日までに需給を終了させるための適当な処置を行います。
- ③ 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への解約のお申し出とともに、切替日について、新しく契約される小売電気事業者へお問い合わせください。
- ④ 上記 ③ による料金適用開始の日以降一年未満での解約の申し出の場合、解約手数料として、2,200円(消費税込み)をいただきます。

14. 当社が行う契約の解除について

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除いたします。

- ① 電気需給約款(低圧)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ② お客様が、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ③ 支払期日を60日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④ その他、お客様が電気需給約款(低圧)の規定に違反した場合

15. 個人情報の共同利用について

当社は、申込受付、契約の締結・履行、提供可否判断および提供、料金計算および料金請求、複数の供給施設を対象とした合算請求、各種手続きのご案内、情報の提供等のお客さまサポート、不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査、対応設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サ

ービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

(1) 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります ※1

- ・小売電気事業者 ※2
- ・一般送配電事業者 ※3
- ・電力広域的運営推進機関
- ・需要抑制契約者 ※4

(2) 共同利用の目的

- ・託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次のため ※5
- ・供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ・ネガワット取引に関する業務遂行のため

※1: 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2: 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)をご参照ください)。

※3: 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4: 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ(<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>)をご参照ください)。

※5: 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。申込受付以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

(3) 共同利用する情報項目

- ・基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ・供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ・ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

(4) 共同利用の管理責任者

- ・基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(但し、離島供給又は最終保証供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)
- ・供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ・ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

16. 契約内容の更新、変更時のご説明について

ご契約の更新、変更に伴うご説明については、以下の事項といたします。

- ① 契約の更新:「3.需給契約期間および自動更新について」を対象とします。
- ② 法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない変更:変更事項を対象とします。
- ③ ②以外の変更:変更事項を対象とします。

17. 電気料金の改定および消費税の変更に関するお客さま承諾について

当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款(低圧)および料金単価を改定することがあります。その場合、新たな電気料金およびその適用開始日を検針票(請求書)および電子メールその他の方法により、お客様に通知いたします。新たな電気料金をご承諾いただけない場合、電気需給約款(低圧)の変更の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、3.の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限まででない場合は、電気需給約款(低圧)の変更をご承諾いただけたものとみなします。尚、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき電気需給約款(低圧)を変更いたします。

18. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下までお問合せください。

事業者の名称	富士山エナジー株式会社 (小売電気事業者登録番号 A0578)
事業者の本住所	〒418-0075 静岡県富士宮市田中町543番地
来社による お問い合わせ	静岡県富士宮市田中町543番地 3階 富士山エナジー株式会社
電話による お問い合わせ	0544-24-2287 ※受付時間 : 9:00~17:00(平日のみ、但し年末年始・祝日は除きます)
メールによる お問い合わせ	ホームページ : http://www.fujisan-energy.com 問合せアドレス : service@fujisan-energy.com